

令和8年 富士見町 規則

第 12 号

組織再編に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

組織再編に伴う関係規則の整備に関する規則

(公印規則の一部改正)

第1条 公印規則(昭和39年富士見町規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「住民福祉課長・財務課長」を「住民税務課長」に改める。

(富士見町庁舎管理規則の一部改正)

第2条 富士見町庁舎管理規則(平成28年富士見町規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に改める。

(富士見町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 富士見町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成16年富士見町規則第16号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町姉妹町・都市友好委員会規則の一部改正)

第4条 富士見町姉妹町・都市友好委員会規則(平成13年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町税に関する規則の一部改正)

第5条 富士見町税に関する規則(昭和60年富士見町規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第3号の2、様式第3号の3、様式第3号の5中「財務課」を「住民税務課」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第56号中「財務課」を「住民税務課」に改める。

様式第60号を次のように改める。

様式第60号 削除

様式第74号を次のように改める。

様式第74号 削除

様式第82号を次のように改める。

様式第82号 削除

様式第87号中「財務課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成30年富士見町規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部改正)

第7条 富士見町自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則(平成29年富士見町規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)

第8条 富士見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成27年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号、様式第7号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第19号、様式第21号、様式第22号、様式第23号、様式第24号、様式第25号、様式第27号、様式第27号の2、様式第32号、様式第34号、様式第36号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町重度心身障害者福祉年金条例施行規則の一部改正)

第9条 富士見町重度心身障害者福祉年金条例施行規則(昭和49年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町福祉医療費給付金条例施行規則の一部改正)

第10条 富士見町福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年富士見町規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第2号の2中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町福祉医療費資金貸付規則の一部改正)

第11条 富士見町福祉医療費資金貸付規則(平成15年富士見町規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町人権尊重審議会規則の一部改正)

第12条 富士見町人権尊重審議会規則(平成12年富士見町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第13条 富士見町国民健康保険条例施行規則(昭和49年富士見町規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条、様式第6号及び様式第7号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町財務規則の一部改正)

第14条 富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第9条、第11条から第14条まで、第16条、第17条、第18条第1項から第3項まで、第19条第1項、第20条第1項、第22条第1項及び第2項、第23条第1項から第3項まで、第24条第1項、第25条、第26条、第27条第1項及び第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第51条第2項、第58条第1項並びに第100条第2項中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

様式第43号中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

様式第44号、様式第45号、様式第47号及び様式第48号中「総務(財務)課長」を「企画財政課長」に改める。

様式第49号中「総務(財務)課長」を「企画財政課長(会計管理者)」に改める。

様式第62号の2中「副町長」を「会計管理者」に、「財務課長」を「住民税務課長」に改める。

様式第70号、様式第76号、様式第93号の2、様式第96号、様式第105号の4、様式第109号の3、様式第109号の5及び様式第109号の6中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

様式第118号、様式第120号、様式第126号、様式第141号及び様式第142号中「総務(財務)課長」を「総務課長」に改める。

様式第148号中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。